

令和6年

建設文教委員会

12月20日

豊明市議会

建設文教委員会会議録

令和6年12月20日

午後1時25分 開会

午後1時53分 閉会

1. 出席委員

委員長	服部 龍一	副委員長	武谷 としお
委員	鈴木 智和	委員	こんどう のぶお
委員	いとう ひろし	委員	鵜飼 貞雄
委員	清水 義昭		
議長	毛 受明宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	加藤 健治	議事課長	深草 広治
議事課長補佐	寺島 慎二	議事担当係長	矢野 佑輔

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
教育長	藤井 和久	教育部長	浅井 俊一
学校教育課長	秋永 亘正		

5. 傍聴議員

岡島 ゆみこ	青木 けんじ	中堀 りゅういち	浅井 たかお
近藤 ひろひで	郷右近 修	林 ゆきひろ	月岡 修一
三浦 桂司	一色 美智子	堀内 ちほ	ふじえ 真理子

6. 傍聴者

1名

午後 1 時 2 5 分開会

○建設文教委員長（服部龍一議員） ただいまより建設文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 本会議休憩中に建設文教委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

建設文教委員会に付託されました案件は2つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶、をお願いします。

○議長（毛受明宏議員） お疲れさまでございます。

建設文教委員会に付託されました79号、80号の2議案でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第79号 豊明市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

秋永学校教育課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） それでは、議案第79号 豊明市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明いたします。

この案を提出するのは、放課後児童支援員の要件について、条例で定めることにより、弾力的な人材確保ができるよう体制を整える必要があるからです。

1枚おめくりください。

この条例においては、豊明市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、放課後児童クラブの運営等の基準を国の基準省令の定めるところとすることを規定しています。

このたびの改正においては、第3条にて、基準省令第10条第1項の規定において、放課後児童支援員の要件とされる都道府県などが行う研修を修了した者について、あらかじめ修了を予定している者を含めるべく、「速やかに修了することを予定している者を含む」を加えます。

第4条においては、それ以外の規定は、改正前同様、省令の定めるものと規定します。

なお、附則として、この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

いとう委員。

○いとうひろし委員 先ほどの本会議場での答弁で、放課後児童支援員になるには、4時間の授業を4日間をクリアすれば支援員になれるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 教員等の免許を有した者がそういった研修を受ければ、支援員の要件となります。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 先ほどの話、速やかに修了でおおむね1年ということでした。速やかな修了、例えばそれが、研修4日間ということなんですけど、2日間で、あと出れな

かったとか、そういったところの対応というか、また延びると思うんですけど、その辺はどうなるんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） その辺の詳細な状況については、研修の主催者側との協議の上、科目が免除されるのかどうかというのが決まってくるかと思います。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鈴木委員。

○鈴木智和委員 今回の条例改正で、どれぐらい効果があるかとお考えでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） この条例改正の目的としては、例えば4月1日時点で、そういった支援員が配置することがどうしても難しいというところが出る可能性があるというところから改正をするものですので、基本的には資格要件のある方を事業者さんに配置をお願いするんですが、そういったことにも対応できるという意味での効果というのはあるかと思います。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 放課後児童支援員を全く配置しなくてもできてしまうということで、質の低下ということで、先ほどちょっと質の低下の確保、少し分かりにくかったんで、もう一度ちょっと具体的に教えていただければと思いますけど。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） この質の確保につきましては、速やかに1年以内に研修を受講していただくんですが、それまでの間については、本部職員等のサポートを配置していただきながら、質の低下を招かないような対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 この今回加える、速やかに修了することを予定している者というのは、

どういうふうな意思表示で予定している者というふうにするのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） まず、そういった資格要件のない方から希望を募ります。で、市としては研修計画というものを市のほうで作成をし、その計画に従って受講していただくということになります。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 施設の責任者は適用させないってさっきお話ありまして、それは条例のどこに書いてあるのでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

浅井部長。

○教育部長（浅井俊一君） 先ほど申し上げたのは、条例に書いてある内容ではなくて、私どもの仕様のほうにその旨を書くということでございますので、そういう御理解でお願いいたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

いとう委員。

○いとうひろし委員 目的は人員の確保のようなことがあると思うんですけども、今、人員配置は、例えば保育園なんかだと1人に対して何名とかありますよね。そういうのは児童支援員のほうにはあるのでしょうか。分かったら教えてください。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 放課後児童支援員というのは1支援単位、これは40人ぐらいをおおむね目安とするんですが、そこに1人の放課後児童支援員を配置する必要があるということです。

（40人に1人の声あり）

○学校教育課長（秋永亘正君） 放課後児童支援員は1人と補助員が1人の合計2名置くるんですけど、そのうちの1人は支援員ということになります。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 議案第79号に対して反対とします。

この従うべき基準が参酌されて基準を緩和ということで、非常に放課後支援員を全く配置しないことも十分起こると、そういったことで反対とします。

詳しくは議場で討論します。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第79号について、賛成の立場で討論します。

これが提出に至った理由というのは、ある程度皆さん、理解していると思います。9月議会的时候で、これの時間が7時までの延長も認めて、それはいい方向にサービス提供では行っているのかなと思いますが、その反面、どうしてもそこまで対応できる人員の確保が難しいということで、弾力的にそれを認めるような方向で進めていこうということで出されておりますので、あと1個だけ付け加えるとすると、本当に支援員さん、ちゃんと確保、ちゃんとした支援員さんを必ずその定数で配置を必ずしていただける、そういったものをお願いして賛成といたします。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鈴木委員。

○鈴木智和委員 議案第79号 豊明市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論させていただきます。

このたびの条例改正案は、放課後児童健全育成事業のさらなる充実を図る上で、極めて重要な一步であると考えます。これまで、放課後児童支援員には資格保有者が求められてきましたが、人材不足が深刻な状況にあります。今回の改正案では、この人材不足の解消に貢献することが期待されます。放課後児童育成事業に従事したいと思っておられる人の中には、教育現場や福祉の分野で経験を積んでいる方がおられ、子どもが好きで、その成長を支援したいという熱意を持っていらっしゃると思います。そうした方々を積極的に採用することで、児童一人一人に目が届くようになり、よりきめ細やかな支援を提供できると考えます。また、資格取得見込みの人を児童支援員として活用できることは、本事業の運営をより柔軟に行えるようになり、人員の効果的な配置が見込まれ、時代の変化に対応できるようになります。

以上のことから、条例改正案は、児童福祉の向上、人材確保において大きな意義を持つと考え、賛成討論とさせていただきます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 議案第79号に賛成の立場で討論はしますが、今回のこの条例改正ですけれど、放課後児童支援員の要件を緩和させるというようなことで理解をしています。これ、こういうことになった背景が、もともと人材不足でというようなことも理解していますけれど、本来はその研修、4日間の4時限ということですが、その研修自体に意味がある研修だとは思っていますので、今回これ、人材不足でやむなく緩和はしますが、そういうことに甘えることなく、本当は研修を受けた方でやっていただくというような方向を、きちっと市のほうは持っていただきたいなということを申し添えて、賛成とします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第79号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成多数であります。よって、議案第79号は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第80号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案件につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

秋永学校教育課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） それでは、議案第80号 令和6年度豊明市一般会計補正予算（第7号）について御説明します。

2ページを御覧ください。

第1表 債務負担行為補正の変更でございます。

放課後児童対策委託事業を増額するのは、小学校内で実施する放課後児童対策委託事業において、入札不落等が生じ、予算について当初の見込みよりも不足が判明したため、債務負担の変更を計上させていただくものです。

以上で説明を終わります。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

○鵜飼貞雄委員 債務負担行為補正なんですけども、5年間ですよね。これで、これだけの増額になった、その積算根拠というか、何かお示しできるものがあったら教えてください。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） まず、不落になった背景としましては、参考見積りとして複数者から見積りを取った中で、比較的安い価格で積算をしておりました。そういった中で不落が生じて、改めて御参加いただける事業者さんからヒアリングしたところ、そういった事業者さんは人件費を獲得する単価が比較的高いものですから、そういった部分が大きなウェートを占めているというところでございます。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 市長を呼んでしなくてもいいんですけど、先ほど市長の話がありまして、市役所も人材確保が困難ですか、職員の方も、というような話がありましたけど、その中で、穴を空けてはいけない事業というんだったら、一番これ、市がやるべきじゃないかなということだと思います。副市長のほうにお伺いいたします。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

副市長。

○副市長（土屋正典君） まず、人材確保に関しては、本当に各分野、なかなか困難なところがあるところでございます。特に専門職、現状、保育士さんとか教職員さんですね、ここは本当に何とか確保できる状況でございますので、今以上に保育、必要人員が増えれば、限界点を突破して人手不足になると。仮に直営で、もし、たればですが、続けていたとすれば、もう今破綻を防ぐのには相当な困難を要して、結果的には、ほかの市町のように、いずれは結果的には民間委託にシフトせざるを得ない状況にあると。それが自然な流れかなと。本市に関しましては、だから、そういったところを早めに手を打って、こういった形でやってきた形でございます。

ちょっとお話しさせていただきますと、まず、民間でじゃなくて、公務でやっていれば、継続して安定的にやれたんじゃないか、また、今、公務でやるべきじゃないかというようなお尋ねでございますけども、まず、継続することはなかなか困難であつたろうと。また現実問題として、今この場面で、じゃ、直営に切り替えるかということになりますと、

これはとんでもない。まず人数を募集しないといけないということになります。いわゆる民間のほうの企業であれば、そういった専門的分野に特化して職員を募集しておるところでございますので、やはり公務に比べれば、人は集まりやすいのかなというふうに思っております。

そういった形で、専門分野に特化しているという強み、それから、グループ内での人員のやり取り、こういったことが可能になるわけでございますので、もし、これ、直営ということになれば、1つの事業所で全て賄わなければならないと。また、産休とか病休とか、長期休暇の人に対して補填しないといけないので、必要人員の1.何倍かは市としては確保しないといけないといったこともございます。

もう一つは、いわゆる公務員採用における様々な制度、当然、能力実証の試験ということもあるし、それから、例えば給与処遇なんかは、もう条例で全てばっちり定められておりますので、今回のような事業経営者の場合を考えると、民間ですと、職員もそのまま丸ごと事業継承ということも、民間の場合では、いわゆる雇用契約によって弾力的な対応もできるんですけども、公務の場合はそうもいきませんので、やはり今この時点において、公務員採用という、当然予算の確保や議会への説明やらいろいろございますので、やはり民間に比べれば、どうしても公務員採用は機動性、弾力性に欠けるといったことがございますので、まず、今の時点において直営とすることはもうまずない話ですし、たればでもしやっていたらという話かもしれませんが、それは、今の状況を各市町も見れば、これは本当に破綻を来すといえますか、なかなか困難なところであるので、やっぱし民間で賄えるところは民間にお願いしたいということでございます。

すいません、ちょっと長くなりましたけども。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 すいません、今の答弁でちょっと分からなくなったんですけど、直営でやるよりも民間に委託してやったほうが安価でできるとかって、そういう御説明だったんでしょうか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

副市長。

○副市長（土屋正典君） 当然、それぞれの給与水準とかそういったものがございませけれども、一般論として、1つの事業所で1つの事業をやっていこうとすれば、当然必要人員というものが必要になる中で、お休みになる人とかいろいろな人がおります。また、例えば1日3時間勤務とか、そういった方になると、なかなかそれを確保するのも、それだ

けの勤務でも難しいんですけども、これが民間であれば、1つの大きな事業所としてグループ内で、要は人員の融通ができるといったことがあります。ですから、委託であれば、我々のほうとしては、成果物として良質な事業運営を果たしていただければ結構なわけで、それはこちらが求めることでありまして、それに関して必要人員というのは、例えば10人なら10人ということになりますけども、それを直営でやるとなると、10人というふうに単純にはいかないと。いわゆる長期休暇の代替とかいろんなことがありますので、そういったものも含めて、人件費やら、それから保険費用やら何やらかんやら、当然必要な消耗品費や何やらかんやら考えると、今この段階で直営が安いとは断言はできませんけども、いろんなことを考えていけば、合理的に考えれば、総合的に考えれば、民間委託のほうが合理的であろうと、こういう判断であるということでございます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鈴木委員。

○鈴木智和委員 じゃ、今現在の使っているというか、やっていたっている事業所が、なぜ今回手を挙げなかったか、その理由はなぜですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 人材の確保が非常に難しいところを、全ての事業者から言われております。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 前回、9月のときに審査をしたときに、御答弁のほうで、料金が前のときから約1.5倍になっているというような説明があるというふうに、自分のメモであるんですけども、今回そこからさらに2割ほど、18%ぐらい上がっているわけですけども、9月で審査したときの債務負担行為と今回の債務負担行為で、応札していただくような条件を何か変えたということはあるですか。

○建設文教委員長（服部龍一議員） 答弁願います。

秋永課長。

○学校教育課長（秋永亘正君） 条件というのは変えておりません。

以上でございます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

こんどう委員。

○こんどうのぶお委員 豊明市一般会計補正予算書（第7号）について、すいません、議案第80号ですね、について、反対とします。

これ、今回の見積りに対しても、1者しか見積りを取っていません。また、さらにプロポーザルもしなくて、随意契約と5年の長期にわたる契約ということも問題であります。そういった面で反対とします。

詳しくは議場で討論します。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鈴木委員。

○鈴木智和委員 議案第80号 豊明市一般会計補正予算書（第7号）について、討論させていただきます。

このたびの補正予算案は、私たちの地域における児童福祉の根幹に関わる重要な議案です。放課後児童クラブは、働き方の多様化が進み、共働き世帯が増える中で、子どもたちの安全な居場所づくりとして、また学習支援の場として欠かせない存在となっています。児童クラブの運営を事業に委託することで、子どもたちの多様なニーズに柔軟に対応し、質の高いサービスを提供できます。また、専門的なノウハウを活用することで運営の効率化を図り、児童福祉の充実にもつながります。

しかしながら、今回の委託更新では人材確保が困難になっています。当初では想定できなかった事態が発生し、大幅な増額という厳しい状況に直面しております。スケジュール的に余裕がなく、児童の預かりを中断させることは、保護者の方々や地域社会に大きな負担をかけることとなります。もちろん事業費の増額は避けたいところですが、児童の福祉を最優先とするならば、今回の補正予算案はやむなしと考えます。

一方で、今回を教訓に、より安定的な運営体制を構築するための検討を進めていただいて、将来にわたって児童福祉サービスが継続できるよう努力していくことが求められます。今回の補正予算は地域の教育環境の改善にも大きく貢献すると理解し、賛成討論とさせていただきます。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第80号について、賛成の立場で討論しますが、ちょっと数点指摘し

たいなと思っています。

今回、人員不足ということで、専門分野に特化した人員をどのように確保するか、そこが焦点になっているのかと思います。先ほど直営でというような話もありまして、答弁の中で、直営でそういった人員を、専門分野に特化した人員を確保するとなると、しかも、時間も短時間であったりだとか、そういった方を採用するのが実際ちょっと難しい。また、当然ながら、余剰人員と言ったら失礼ですけども、そういったことも確保しないといけないということから、合理性には欠けているのかなというふうには思います。かといって、じゃ、民間のほうでってなると、これ、もともとが民間でも人員確保が難しいからということで、で、金額も合わないから不落になっているわけであって、違うところが手を挙げていただいて、そこがいろんな人員、抱えているからできるよということだと思んですけども、どの民間事業者であったとしても、もしかしたらまた人員確保するのが難しくなるかもしれない、そういったことも懸念されますので、どうかそういったことがないように十分注意していただきたいということと、あとは、今回全ての時系列で並べていくと、やはりどっかで見積りが甘かったといったら変ですけども、もうちょこつと段取りとしてしっかり組立てておく必要があったのかなというところもありますので、今後はそういうことがないようにしていただきたいなということを申し添えて、賛成いたします。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 議案第80号に賛成の立場で討論はしますけども、積極的に賛成するわけではないということを申し述べさせていただきたいと思います。そこがメインなんですけど。

前回、9月のときに審査して、7億1,000万ぐらいで5年間やれるので、上限枠、確保してくださいというようなことで、我々そのときに、どんなことをするのかというのを審査をさせていただきました。今回、それではできないよというようなことで、1億3,000万ぐらいかな、プラスして、同じ内容で1億3,000万をプラスして債務負担の上限を決めてくださいというようなことですね。理由としては人材不足が理由で、ちょっと時間単価の高めな業者さんしか受けてくれないような御説明でしたけども、これ、積極的にどんどん賛成してしまうと、今後もそういうことが起こりかねないので、ちょっと慎重になっていたきたいというふうに思いますし、我々が審査したその9月のやつが何だったのかという話にもなってしまったりしますので、気をつけていただきたいなというふうに思います。

それと、もう一つ気になっているのが、今回の12月議会で審査した児童館内でやる児童

クラブと放課後子ども教室の委託料が、これも4小学校だったんですけど、それが5億ちょいで債務負担をお願いしてしてくださいというようなことだったんですが、それよりもはるかに高いんですね。しかも、使う場所が小学校でということで、同じ小学校の中で児童クラブと放課後子ども教室をやるというようなことで、そこら辺がちょっと解せないなとは思ってはいますけども、ただ、児童クラブと放課後子ども教室、皆さん、子どもさんたち、通われているので、それができなくなるのは本当に困るというようなことで、消極的ではありますが、賛成というふうに申し上げておきます。

以上です。

○建設文教委員長（服部龍一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第80号については原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○建設文教委員長（服部龍一議員） 賛成多数であります。よって、議案第80号については賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設文教委員長（服部龍一議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設文教委員会を閉会いたします。

午後1時53分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

建設文教委員会

委員長